

令和6年 手術件数（医科手術通則5及び6、歯科手術通則4に掲げる手術）

区分		手術件数	
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	40
	イ	黄斑下手術等	49
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	162
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	139
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	6
	イ	水頭症手術等	114
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	2
	エ	尿道形成手術等	3
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	50
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	27
区分3	ア	上顎骨形成術等	11
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	7
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	5
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	3
	キ	同種死体腎移植術等	3

区分		手術件数	
区分4		胸腔鏡・腹腔鏡手術	588
その他 区分	ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術 （手術支援装置を用いるもの）	128
		乳児外科施設基準対象手術	1
		ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	91
	エ	冠動脈、大動脈バイパス植術(人工心肺を使用 しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	90
		経皮的冠動脈形成術	281
	オ	急性心筋梗塞に対するもの	71
		不安定狭心症に対するもの	60
		その他のもの	150
		経皮的冠動脈粥腫切除術	7
		経皮的冠動脈ステント留置術	163
		急性心筋梗塞に対するもの	54
		不安定狭心症に対するもの	28
		その他のもの	81